毎週

(金曜日)

発行

平成二十九年十一月二十八日

第

千

九

百

号

目

次

告

示

道路の区域変更

道路の供用開始

示

公

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

公共測量の実施

開発行為の工事の完了 市街地再開発組合の解散認可

> 同 道 路

地 整 備 課 課 六九〇 六九〇

(用

建 都 2 築指 市 整 導 課) 六九 備課)六九一

類の道 種路

持 課) 六八九

岐阜県告示第五百二十九号

告

示

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

(商業・金融課) 六九〇

)六八九

次のように変更したので告示する。

路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田

~		1224
恵多治別見線		路線
線		名
四番二〇八地先まで同一市同一町字同一三〇	四番一八九地先から土岐市下石町字西山三〇	区間
後	前	別前変区 後更域
三	ネ <u>デ</u> の	ル (メート ト 幅
	1 1 1 1	ル _{(メート} ト長
		備
		考

県道

岐阜県告示第五百三十号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、 その関係図面は、平成二十九年十一月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道

平成二十九年十一月二十八日

建物の名称及び所在地

意見の概要

各務原市鵜沼西町一丁目四一五番一 (仮称) 鵜沼西町複合店舗計画

外

路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路
路
線
名
区間
ル (延) メ ー ト長
の 期 日
ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

示

公

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書**

岐

金融課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十九年十一月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古

田

作業機関

瑞穂市

作業種類

公共測量 (修正測量)

Ξ 作業期間

各務原市長の意見

・交通について

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

営土地改良事業の変更についてその概要等を土岐市長と協議したいので、同条第六項に 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十八条第四項の規定により次の県

変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。 おいて読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事

古

田

(五輪第1池)	施行に係る地区名
±	縦
岐	覧
市	場
役	场
所	所
同平成一	縦
九	覧
=-	期
 二二 六八	間

公共測量の実施

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田

肇

二十九年十一月二十八日大垣駅南街区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第 四 六項の規定により公示する。 「同中建築第六三号の」 都市再開発法 番開 号 及 平成二九・ 八・ 七同岐西建築第一七号の二 平成 八・一・二 岐阜県指令中建築第六〇 七号の五 岐阜県指令岐西建築第四 同二九・ 九・二九 同二九・ 六・二六 瑞穂市 平成三十年三月十六日まで 平成二十九年十月二十三日から 作業地域 同中建築第六六号の同二九・ 二・一四 の五 同一九・ 同岐西建築第二六号 市街地再開発組合の解散認可 び年月(変更許可) (昭和四十四年法律第三十八号) 第四十五条第四項の規定により、平成 六・二六 日 ら八〇九番三まで、八一〇番から八一から八〇八番三まで、八〇九番一か関市倉知字会所前八〇五番、八〇八番 び一八二九番二の一部羽島郡笠松町北及字流 羽島郡岐南町平成三丁目一七〇番 地開 でハ 一番まで、八一三番一、八一四番一、 域発 一五番一、八一六番から八二二番ま 八四五番の一部及び八四六番 の区 名域 称又 は I X に含ま 八二九番 れ 及 る 種類の対象を 道道 路、 道道路、 水道路路 緑地 下水 下水 による 舞簿 域 位置及び区 の が の 同 同 第三十六条第三項の規定により公示する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 平成二十九年十一月二十八日 平成二十九年十一月二十八日 岐阜市水海道三丁目一八番二二号 岐阜県関市倉知五一六番地 岐阜市西野町七丁目一七番地 開 開発行為の工事の完了 発 代表取締役 高有限会社高橋地所 株式会社 サン・ストラッセ 株式会社トー ワホーム 許 代表取締役 代表取締役 可 を受けた者の 広 登 住所及び 瀬 橋 田 武 慶 英 太 氏 名 男 郞 樹 都市計画法 岐阜県知事 岐阜県知事 (昭和四十三年法律第百号) 古 古 田 田

平成二十九年十一月二十八日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社